

# 学研労協ニュース

No. 130  
2009. 8.

〒305-8561 茨城県つくば市東一―一―  
つくば中央第5事業所内 産総研労組気付  
TEL 〇二九(八六一)七三二〇  
筑波研究学園都市  
研究機関労働組合協議会(学研労協)

## 『H23年度以降の具体的な廃止計画も早期に公表を！』 『ポストクの入居期間の延長、及び高齢再雇用者の入居許可を！』 『昨年引き続き、前倒しの原状回復免除！』

学研労協は、5月25日に関東財務局水戸財務事務所筑波出張所において「宿舎居住環境改善に関する要求回答交渉」を行いました。以下、交渉内容について報告します。

宿舎の老朽化を由来とする諸問題や管理・運営に関する問題が顕在化しており、抜本的な解決には至っていないのが現状です。特に、現在予定されている約1660戸の宿舎廃止については、平成20年度分の廃止が決定され、計画の具体化が始まりましたが、依然として廃止に関する住民の不安や不満の声は多くあがっています。転居者の負担を軽減する処置を早急に進めると共に、公平公正な宿舎の運営が求められています。

日時：2009年5月25日 14:00～15:30  
場所：関東財務局筑波出張所会議室  
出席者：筑波出張所 田中所長、武井所員、原山所員  
学研労協 池長、内山、若杉、米村、横川、岡部、中島、中野、濱崎、田波  
池長議長が、要求書正本を提出した。  
田中所長は、4月17日に要求書を受け取っており、昨年と同様それに基づいて項目別に回答し、後で質問に回答する形にする旨を述べた。なお、回答は所長個人の意見と断りがあった。

### 田中所長の全般的回答

#### 1. 宿舎廃止に関する事項

1) 平成22年度廃止予定宿舎における前倒しの原状回復免除について、早期に認めること。

平成21年度の原状回復免除決定は3月19日付でしている。なお、平成21年度の廃止決定は、現時点(5月25日)では未定である。基本的に、平成22年以降の廃止決定は年度事に行い、原状回復の免除は決定後である。決定の時期は、前年度と同じ時期になると思われる。

#### 2) 転居者の負担を軽減できるように制度を改善すること

費用の負担については、国家公務員宿舎が、国の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的として設置され、貸与の条件として、国家公務員宿舎法第18条第1項第5号に該当する場合には、宿舎を明け渡さなくてはならないことになっている等、対等な当事者間の私法上の契約関係とは正確を異にしているため、原則として費用を国が負担することはできない。また、廃止予定の宿舎であっても、退去時に原状回復免除の決定がない限り、原状回復は必要ということをご理解願いたい。

3) 子どもの学区等を考慮した転居先を確保し、十分な転居期間を設けること。また、転居先が廃止になることがないようにすること。

宿舎廃止に伴う入居については、退去期間を2年間設け合同宿舎に入居を希望するものについては出来る限り入居者の要望に添って転居先を決定している。宿舎廃止の長期的な計画は既に宿舎便り等で知らせたとおりである。

4) 廃止予定宿舎について、従前通りの維持管理を行うとともに、住人が減少した際の共益費や防犯について十分に配慮すること。

宿舎の維持管理および防犯面、生活に必要なことについては実施して行く考え方である。宿舎の維持管理に関する共益費については、居住者が個々に生活する上で必要とされる経費であり、国が直接関与することはない。

5) 宿舎廃止に関する情報が不足しており、転居対象者に大きな不安や不信感を与えている。決定事項の伝達だけでなく、定期的な情報提供を対象者全員に行うこと。

6) 平成23年度以降の具体的な廃止計画について早期に公表すること。

宿舎の廃止・移転計画については、平成19年6月28日実施のフォーロアアップ有識者会議報告書の官署説明会で各官署に対して説明を実施して

いる。なお、毎年度の宿舎設置計画で廃止決定されれば、当該宿舎の入居者に対して、宿舎内の掲示板、回覧文書等によりお知らせすることとしている。

#### 2. 管理・運営に関する事項

1) 街灯の増設や街路樹の手入れ、部外者の進入禁止などの防犯対策を関係機関と協力しながら改善に努めること。

各自治会からの要望については、内容検討のうえ予算の範囲内において、外灯増設を実施しているところである。なお、樹木の手入れは入居者負担となっている。但し、枯れ木・倒木・日照の遮断等により危険あるいは生活に支障をきたしているなどの理由で、国がやむを得ないと認めた場合においては、伐採をしているところである。空き家に限らず宿舎敷地内については、管理人等による巡視を随時行っており、不審者や不審物の排除、宿舎全体の現状把握に努めているところであるが、居住者の方々の御協力も併せてお願いしたい。

2) 各種事務連絡は宿舎だより、各官署の厚生係、自治会、張り紙はもちろん、ホームページ等を作成して居住者への迅速な周知に努めること。居住者への周知手段としては、各戸配布の「宿舎だより」、各官署の宿舎担当への通知、自治会への通知を従前から行ってきた。工事等必要な連絡事項は張り紙でも周知を図っているところである。ホームページへの掲載による連絡では、全ての居住者が閲覧できるわけではなく、周知手段として不十分であると考えている。

3) 管理事務の窓口は居住者が利用しやすいように、週末や夕方以降にも業務することとし、Webによる各種申請などができるように、業務のIT化を実施すること。

平成19年4月より管理人事務窓口は、勤務日の月々金曜日となっております。土日の緊急対応についても「宿舎だより」により周知している。なお、上記上で各種申請等ができるようとのことですが、国有財産業務システム最適化計画の中で検討していると聞いているところである。

#### 3. 入退去に関する事項

1) 退去時の査定には経年変化を十分考慮し、退去者の費用負担が法外なものにならないようチェック体制の確立、及び苦情処理窓口を設けること。

宿舎の退去時における原状回復は、入居年数、利用の仕方、日頃からの手入の仕方によって、費用負担額に多寡を生じる。したがって、退去者の負担額を軽減するためにも、極力丁寧地使用していただきたい。なお、原状回復指示については今後も査定にアンバランスが生じないよう管理人の研修、指導に努めていきたい。苦情・要望等については、従来どおり、管理人に連絡願いたい。原状回復についてトラブルが生じた場合は、本人、本人の官署の宿舎担当、及び管理人、筑波出張所の四者で協議している。

2) 原状回復工事終了の本人への通知、及び修繕箇所の履歴保持について徹底すること。また、作業履歴については必要に応じて居住者に公表すること。

原状回復の指示は当局が退去者に対して行うが、原状回復工事は退去者と業者との契約関係であり、工事終了についても退去者が確認すべきもので、国が関与できるものではない。なお、原状回復工事及び、修繕箇所を確認を要する場合は、当局に照会願いたい。

3) ポストクや非常勤職員の間限付き入居について、期限撤廃または期限延長を講じること。

4) 高齢再雇用者(ハーフタイム雇用)の入居について認めること。

入居基準については宿舎法により定められたものであり、出張所で回答する立場ではない。なお、要望があることは上部機関に伝えたい。ポ



スドク等であれば、大臣間協議でやっているので今中期計画中は入居が可能である。高齢者再雇用の方は現段階では許可されていないため入居できない。

#### 4. 修繕・更新に関する事項

1) 過去の耐震調査結果を公表すると共に、老朽化による耐震性に問題のある宿舎を早急に調査し、適切に対応すること。

S56年以降に建設された合同宿舎については耐震構造の建物となっている。S56年以前に建設された中層住宅の合同宿舎については全てのタイプについて、タイプ毎に耐震診断を実施し、安全性がほぼ確認された。S56年以前に建設された高層住宅の合同宿舎については個別に耐震診断を実施した。耐震診断の結果、構造的に比較的弱いと判断されたビロティ付建物については、H13度までに改修を実施してきている。

2) 各修繕費の予算執行計画の提示

今年度の各所修繕予算は、前年度並みで約18億円であり、施設改修計画は、竹園1丁目(801・802棟)及び吾妻1丁目(601棟)ボイラー改修(給湯器切替、竹園1丁目(816～819棟)屋外・屋内給水改修(増圧ポンプ設置)、竹園1丁目(803棟)エレベーター改修、吾妻1丁目(601棟)外壁改修、吾妻2丁目(901～903・905～912棟)排水設備(屋外排水管取替、吾妻4丁目(105～113棟)屋外給水改修(増圧ポンプ設置)、春日1丁目(101・103棟)電気設備改修及びエレベーター改修、並木2丁目(214、215棟)外壁改修、松代4丁目(416～424棟)外壁改修を予定しており、本計画は実施段階で変更することもある。なお、関東財務局のホームページから公共工事の発注見通しにアクセスし、「平成21年度発注見通し(公務員宿舎関係)」に掲載されているので御覧頂きたい。

3) 老朽化及び結露対策のための予算確保

合同宿舎の改修工事については、汚損、破損等の程度がひどいものから緊急性を考慮しながら順次、本省に対して予算要求を行っているが、昨今の厳しい財政事情の中、必ずしも要求どおり認められるわけでもないことを、ご理解願いたい。

4) 修繕の要請に対する速やかな対応と修繕の規準の明確化

修繕に関する要望については、緊急性・危険性を勘案し、予算の範囲内において出来る限り、早急に対応していると認識している。宿舎の修繕等については、国家公務員宿舎法第17条第2項ただし書きにおいて、その損傷又は汚損が軽微である場合は、入居者に負担して頂くこととなっている。

#### 5. 設備に関する事項

1) 空き駐車場の利用や廃止宿舎の用地を利用し、地区を問わず希望者には2台目の駐車場が確保できるようにすること。

全戸分の駐車場を確保しているため、それ以上の駐車場を必要とする方はご自分で手当てするものであり、国として特段の対策は考えていない。なお、余剰駐車場については、既に2台目駐車場として有効活用している。

2) 一般的に普及している設備(風呂の追い焚き、ウォシュレット、電気容量の増加など)の整備を行うこと。

一般的に普及している設備、電気容量の増加については設備改修が行われれば増える。改修が行われていないところは、当初に設計された容量で、宿舎のタイプによっても変わる。一般的に今の時代に合わなくなり、公務員宿舎もやらざるを得なくなっているものもある。風呂釜は外へ出すものに、出来るものでやって行きたい。ウォシュレットについては新築でも今の所ない。やるのでしたら費用はご自分でなってしまうが相談をして欲しい。特に、ボイラーについては、全体的に老朽化しており、そろそろ更新時期に来ている。建物パイプスペース内の給湯暖冷房配管についても更新したいが入居者が居る場合は難しい。出張所としては、この際、給湯暖房を廃止してガス給湯器(個別に給湯及び温度設定が可能)の代替え設備を要求して行く。暖房については施設全体の老朽化が進んでいること、また個人の生活の違いから一律暖房は合わないで廃止する方向で考えている。まずは、竹園1丁目801、802、吾妻1丁目601で、他の宿舎についても来年、再来年に工事ができるように予算要求をしていく。なお、单身宿舎については、元々共同風呂のため今のままになる。

#### 6. その他

1) 長期的な宿舎の改修、新築計画について明らかにすること。

合同宿舎の改修工事については、汚損、破損等の程度がひどいものから緊急性を考慮しながら順次、本省に対して予算要求を行っているが、昨今の厳しい財政事情の中、必ずしも要求どおり認められるわけではな

く、予め具体的な改善計画を明らかにすることが出来ないことをご理解願いたい。また、新築計画はつくば地区では無い。

2) 宿舎環境の変更を伴うことは、住民と話し合つ場を設けること。

宿舎環境の変更に伴う事項については、「宿舎たより」において居住者への周知を図っており、自治会からの要望等も随時受けているところである。

#### 質疑応答

Q. 平成21年度の廃止決定はいつになるのか。

A. 昨年は回答と大きくずれた。去年の状況から行くと6月頃には廃止要望をだしているが決定は11月19日になった。調整がどうなっているのか分からないので、何とも言えない。こちらの要望は出すが、後は財務省の調整がどうなるかだ。

Q. 空き宿舎の状況と平成20年度廃止が決定された方の転居状況は。

A. アンケートが取り終わり、宿舎配分予定を发出している。3月異動前に振替え宿舎を決めたいとの思いがあり、配分宿舎を先に出した。実際に人事異動の人は日がないから先にやらなければならぬ。今は配分決定ではなく配分予定だけで、配分決定は6月初めに行い、早急な転居が必要な人については8～10月の3ヶ月で動いて貰えるようお願いしている。

Q. 今(5月時点では)は動いていないということか。

A. そうです。配分予定です。なぜこたわったかというところ、何とか貢献したいと思った。

配分のリザーブは出来ない。配分はその都度、適切公平にしようとして22年度廃止決定が出たら再度要望をとる。8～10月に引越す方の配分予定に変更はないが、それ以外の配分予定の方は再度要望を取ることになる。平成21年度の廃止が決まったら、それらの方も含め配分予定を決めてゆく。

Q. 出られる方にはアンケートをとったのか。

A. 今回461戸廃止されて、アンケートの対象(転居する世帯)が120世帯。返って来たのが83で、約7割から返って来た。

A. アンケートの希望でその地域、スペースの広さにどの程度答える対応が出来たか。

Q. それについては、今回はほぼ100%答えることが出来たと思う。

Q. 廃止が進めば転居先が希望にかなわない人が増えてゆくものと思われるか。

A. そこは厳しいことになって行く。

Q. 今、空き宿舎がどれ位あるのか。

A. 900から1000戸位あるが、廃止予定の宿舎も含まれている。

Q. E型を希望したが、入れなかったと聞いた。入居基準があるのか。

A. 戸建て住宅は廃止している。殆ど廃止予定になり、無くなっている。

Q. 廃止予定(宿舎)で環境を良くしているのは、どいつことか。

A. 廃止予定については、ポストドクの問題もあり、来ていないが離職者の関係で停止している宿舎もあり、今空いているが使う予定があり直しているというのものもある。

Q. 前倒しの現状回復免除について毎年揉めるが、どうにかならないのか。

A. 廃止してから転居まで2年間は確保している。色々な状況がある中で確定的になったものを、前倒しで現状回復免除をする。つくば以外では2住宅しか免除になっていない。厳しくなっている。来年がどうなるのかは現段階では言えないし、分からない。

Q. 廃止計画だけが出され、後はなにも情報提供がないと、廃止予定宿舎に住んでいる方は不安になる。

A. 何処かで見直しがあって廃止が無くなるとか、廃止の追加とかあれば、新たな情報として提供すると思う。現状では、淡々と廃止をしてゆくだけである。

Q. 23年以降の廃止予定宿舎はいつの時点で具体的な廃止年度が決まるのか。

A. それは分からない。ただ、廃止される宿舎は分かっている。

Q. 産総研は今年度末で貸与が切れてしまうので、急ぎ延長が必要。(廃止予定宿舎有効利用のための)例外的措置と聞いているが。

A. それは本省通じて財務に聞いて欲しい。ポストドクの入居については大臣間協議が整ったので決まった。筑波出張所は答える立場にない。要望があったことは上に伝える。

Q. 宿舎法では、再雇用においてもフルタイムの研究職であれば入居できるのではないか

A. それはポストドクと同様で、大臣間協議が行われ、認められたら入居できるということである。前回の大臣間協議ではポストドクのみ認められた。